

山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「山形県行財政改革推進プラン」の取組内容等及び新たな行財政改革の基本方針の策定等について、県民の視点から評価と助言を得るため、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「山形県行財政改革推進プラン」の進捗状況等に対する評価、意見又は助言を行うこと。
- (2) 「山形県行財政改革推進プラン」の取組みに係る個別課題に対する意見又は助言を行うこと。
- (3) 新たな行財政改革の基本方針の策定に関する意見、助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業経済関係者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他行財政改革の推進に必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(部会)

第6条 委員会に個別課題に係る専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員会の委員及び知事が委嘱する委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は部会の事務を掌理し、部会会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。
(「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱の廃止)
- 2 「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。